

# 用排水施設整備工事

(ため池等整備事業)

## ◆事業の内容

- ① 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備
- ② 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する洪水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用用排水施設の新設又は変更
- ③ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設又は変更
- ④ ため池以外の農業用用排水施設等の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更及び地域活性化施設の用地造成又は整備であって、①、②又は③（地域活性化施設の用地造成、整備にあつては①及び②を除く。）と併せ行うもの

## ◆実施基準、実施主体

区分	事業主体	受益面積	事業費
大規模	県営	400ha以上 (200ha以上)	8,000万円以上 (3,000万円以上)
	団体営	200ha以上 (100ha以上)	8,000万円以上 (3,000万円以上)
小規模	県営	20ha以上 (20ha以上)	800万円以上 (800万円以上)
	団体営	20ha以上 (10ha以上)	800万円以上 (800万円以上)

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp